

11 高速道路施設用地の津波避難場所としての一部利用について

県担当課（室） 道路政策課，高規格道路課，都市計画課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P3，8）

- ◇ 東日本大震災を教訓として，全国的に緊急に実施する必要性が高く，即効性がある防災，減災等のための施策を実施
 - ・避難場所を確保する。

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 激甚な災害等による被災地での再度災害防止対策

《民主党政策集（INDEX2009）》（P2）

- ◇ 災害対策
 - ・全国各地で大規模地震の危険性が指摘されて，特に都市部の被害は甚大なものになると予測されている。

《現状》

- 東海・東南海・南海の「三連動地震」の発生が危惧され，東海地震に連動する場合は，今後30年以内の発生確率が最大87%と，まさに切迫している状況にある。
- 本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による想定外の津波で甚大な被害が発生したが，仙台市では高速道路（仙台東部道路）の盛土法面に避難し，数百名が大津波から難を逃れた。
- 徳島市等の臨海平野部では，緊急時に待避できる高台等の場所が少ないことから，津波発生時の減災のためには，緊急避難場所の早期整備が必要である。

《課題》

- ◆ 高速道路等の盛土法面を緊急避難場所として利用する場合は，走行中の車両と避難者との接触を防ぐなどの安全対策が必要である。
- ◆ 高速道路等の盛土部を利用した緊急避難場所の設置指針（構造・安全対策等）がないため，検討に時間を要する。
- ◆ 地元自治体等が，高速道路等の盛土部に避難場所を設置する場合，道路関係法令における占用施設として明記されていないため，補助金等が活用できず財政上の負担が大きい。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 高速道路等の盛土部を津波発生時の緊急避難場所として利用できるよう，「高速道路盛土を活用した緊急避難場所に関する設置指針」を策定すること。
 - ・津波避難場所を速やかに設置できるよう，**構造・安全対策基準を定めること。**
 - ・既存の盛土法面を，津波避難場所として速やかに利用できるよう，**管理基準を定めること。**
- ② 高速道路等の盛土部を利用した緊急避難場所の設置を促進するため，**道路法施行令において定める占用許可施設として明記すること。**
- ③ 地元自治体が高速道路等の盛土部に避難場所を**緊急的・集中的に整備できるように交付金制度の拡充を図ること。**

主務省庁局名 国土交通省道路局，都市局

関係法令等 高速自動車国道法，道路法，道路整備特別措置法，道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

東日本大震災において高速道路(仙台東部道路)盛土法面に数百名が避難
津波避難困難地域を通過する高速道路施設用地(道路空間)の有効活用

高速道路施設用地を津波避難場所として一部利用

提言① 高速道路盛土を活用した緊急避難場所に関する設置指針の策定

緊急避難場所の設置指針

- ・津波避難場所を速やかに設置できるよう、構造・安全対策基準を定めること
- ・既存盛土法面を津波避難場所として速やかに利用できるよう、管理基準を定めること



提言② 緊急避難場所の設置に関して道路法施行令の見直し

規制緩和

〈現行〉道路関係法令において、「津波避難場所」は
「占用許可施設」として明記されていない

(道路法第32条, 道路法施行令第7条)

【参考】

広場、公園又は運動場等は、トンネルの上又は高架の道路の路面下に
占用の許可を受けることができる施設として明記されている

(道路法施行令第7条第6項)

道路法施行令の見直しで対応

減災対策として道路空間の有効活用を積極的に図るべき！！

「津波避難場所」を占用許可施設として、
道路法施行令第7条に明記すること

「占用施設」として「津波避難場所」の早期整備が可能

提言③ 緊急避難場所の整備に関する交付金制度の拡充

- ・地元自治体が高速道路等の盛土部に避難場所を緊急的・集中的に整備できるように交付金制度の拡充を図ること。

12 千年に一度の規模の地震津波に備えた沿岸部の避難対策について

県担当課（室） 港湾空港課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P24, 25）

◇様々な視点から防災基本計画を見直し

- ・地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化，津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。
- ・国土の防災性を高める観点から，「逃げる」という視点も含め，ハード・ソフトの対策を組み合わせ、災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行う。

《平成23年度国予算の内容》

◇「国民生活の安全・安心」の確保

- ・大規模地震と津波の発生に備えて，津波防波堤の整備，海岸保全施設の耐震化等を推進する。（徳島県撫養港海岸）

《民主党政策集（INDEX2009）》（P2）

◇ 災害対策

- ・全国各地で大規模地震の危険性が指摘され，特に都市部の被害は甚大なものになると予測されている。

《現状》

- 徳島県では「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指し，東南海・南海地震津波に対応した「海岸保全施設の整備の促進」に努めている。
- 海岸線からの距離が10キロ以内で標高30メートル以下の地域が，全国土の10%に当たる約3万7千平方キロあり，総人口の35%に当たる4438万人が居住している。（徳島県は6割，47万9千人が沿岸低地に居住，全国的にも非常に高い比率。）

《課題》

- ◆ 流出した家屋や船舶などの漂流物が被害を拡大している。
- ◆ 沿岸に居住する多くの住民や就労者の避難場所の不足が懸念される。
- ◆ 浸水予測情報がリアルタイムに提供されていないことから，現在地の安全性が確認できず，避難の判断ができない。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

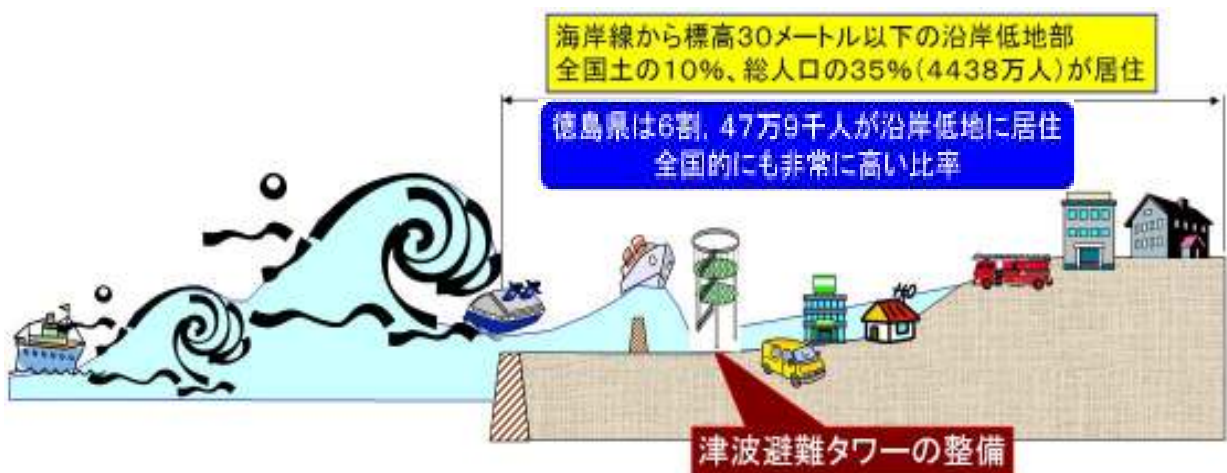
- ① 津波漂流物の被害拡大を防止するため，「透過型漂流物防止施設」の整備が港湾に係る社会資本整備総合交付金事業や地域自主戦略交付金事業の基幹事業として整備できるよう，制度を拡充すること。
- ② 沿岸部の避難施設を確保するため，従来の堤防整備や防波堤整備と同様に津波避難施設が基幹事業として整備できるよう，海岸や港湾に係る社会資本整備総合交付金事業や地域自主戦略交付金事業の制度を拡充すること。
- ③ 沿岸部の居住者や就労者の迅速な避難を支援するため，津波を沖合で把握するGPS波浪計の増設や津波観測体制を強化するとともに，浸水予測情報などリアルタイムに情報提供できるシステムを構築すること。

主務省庁局名 内閣府，国土交通省水管理・国土保全局，港湾局
関係法令等 海岸法，港湾法

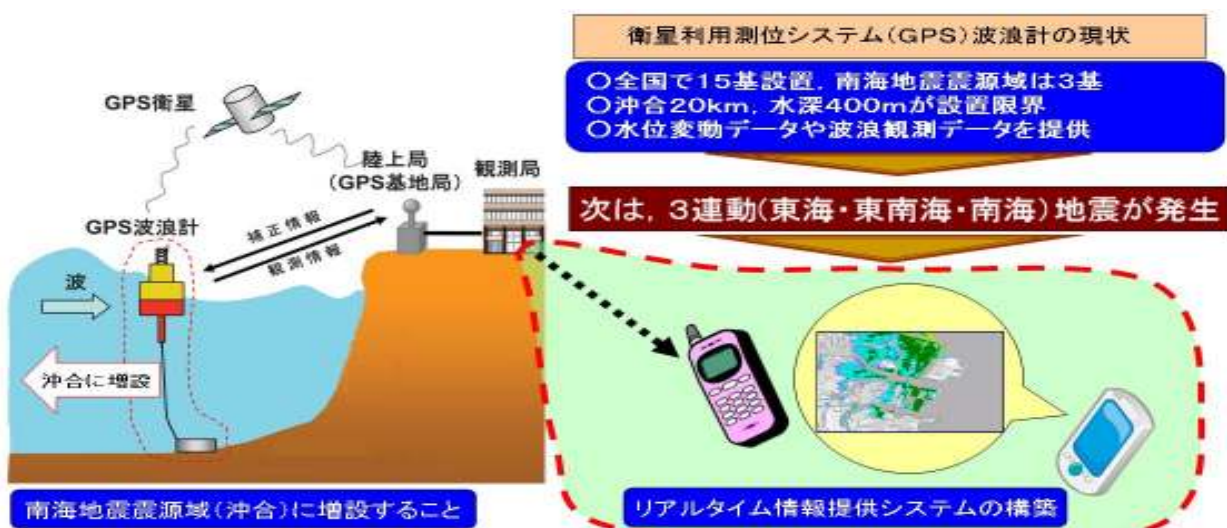
提言① 津波漂流物の被害拡大を防止するため、「透過型漂流物防止施設」が港湾に係る社会資本整備総合交付金事業や地域自主戦略交付金事業の基幹事業として整備できるよう、制度を拡充すること



提言② 沿岸部の避難施設を確保するため、従来の堤防整備や防波堤整備と同様に津波避難施設が基幹事業として整備できるよう、海岸や港湾に係る社会資本整備総合交付金事業や地域自主戦略交付金事業の制度を拡充すること



提言③ 沿岸部の居住者や就労者の迅速な避難を支援するため、津波を沖合で把握するGPS波浪計を増設し津波観測体制を強化するとともに、浸水予測情報などリアルタイムに情報提供できるシステムを構築すること



13 津波避難を確保する急傾斜地崩壊対策事業の推進について

県担当課（室） 砂防防災課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P7, 8）

◇災害に強い地域づくり

- ・津波災害に対して、斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落といった地域の状況に応じた、避難場所の確保、避難路等の整備・機能向上

《平成23年度国予算の内容》

- ◇治山治水予算 580,601百万円（対前年度比0.96） [国費]
うち、災害対応・危機管理対策 118,300百万円

《民主党政策集(INDEX2009)》（P2）

◇災害対策

- ・ゲリラ豪雨や都市での河川氾濫など、新しいタイプの災害への対応強化

《現状》

- 平成23年 3月11日に発生した東日本大震災においては、想定外の大津波の発生により、想像を絶する甚大な被害が生じている。
- 南海地震については、今後30年以内に60%程度という高い確率で発生すると予想されており、「三連動地震」をはじめ、大規模地震発生時には、本県の沿岸部においても、津波による大きな被害が生じる危険性がある。

《課題》

- ◆ 津波に対して「助かる命を助ける」ためには、できるだけ早く高台へ避難することが重要であるが、近くに避難路や避難場所が無い地域があることや、想定を上回る津波にも対応できる十分な高さの避難場所が必要であることから、避難路の整備や避難場所の確保が喫緊の課題となっている。
- ◆ 津波避難困難地域の解消に向け、沿岸部における急傾斜地崩壊対策事業では、がけ崩れ対策と併せて、避難階段・避難場所の整備（H17提言）を行うこととしているが、事業採択基準を満足する箇所が限られることや受益者負担金が困難なため事業実施ができないなど、本事業が有効に活用できない状況にある。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

津波に対する避難階段・避難場所の整備を促進するため、急傾斜地崩壊対策事業の規制を緩和すること。

- ① 過疎地域等、地域の実情に合った整備が行えるよう、最低事業費や保全人家戸数の事業採択基準を緩和すること。
- ② 避難困難地域の解消のため、既存施設における避難階段の整備を、避難対象地域を1事業箇所として実施できるよう、事業メニューを拡充すること。
- ③ 津波に対する避難階段・避難場所の整備は、多数の地域住民が利用する、公共性の高いものであることから、受益者負担金を軽減すること。

主管省庁局名 国土交通省水管理・国土保全局

関係法令等 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

提言：津波に対する避難階段・避難場所の整備を促進するため、**急傾斜地崩壊対策事業**の規制を緩和すること。

提言① 採択基準の緩和 「助かる命を助ける」ために

事業費や保全人家戸数に関する採択基準を 1/2 以下とすること

現行		緩和	提言
・事業費	7,000 万円以上		・事業費 3,000 万円以上
・人家戸数	10 戸以上（一般） 5 戸以上（公共関連等）		・人家戸数 一律 5 戸以上

1/2 以下に

提言② 事業メニューの拡充 既存の急傾斜地崩壊対策施設への「避難階段等の整備」を事業対象に

「津波避難対象地区を1事業単位」とする新たな事業メニューを創設すること

津波避難対象地区を1事業箇所とし、「避難階段」等の整備を**可能にする**。



- ・津波避難困難地域の解消
- ・津波からの**迅速な避難**
- ・災害時要援護者も**安全に避難**

提言③ 受益者負担金の軽減 「公共性の高い」津波対策

津波関連の負担区分を設け、受益者負担率を最低の5%とすること

現行		創設	提言
“津波関連”区分無し			“津波関連”区分を設け軽減
受益者負担率 5~20%			受益者負担率 最低の5%

最低の5%

14 防災拠点となる「道の駅」の整備について

県担当課（室） 道路政策課，道路整備課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P3, 25）

- ◇ 東日本大震災を教訓として，全国的に緊急に実施する必要性が高く，即効性がある防災，減災等のための施策を実施
 - ・ 防災拠点（災害に強い施設）の整備を促進する。

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 激甚な災害等による被災地での再度災害防災対策

《民主党の政権政策 Manifesto 2009》（P2）

- ◇ 災害対策
 - ・ 全国各地で大規模地震の危険性が指摘され，特に都市部の被害は甚大なものになると予測されている。

《現状》

- 東日本大震災では「道の駅」が，自衛隊の活動拠点や住民の避難場所，水，食料，トイレ等を提供する貴重な防災拠点として機能。
- 徳島県の「道の駅」全15箇所のうち防災用トイレ，非常用電源等を備えている道の駅は「日和佐」の1箇所のみ。
- 農協等が設置者である産直市等は，「道の駅」の地域振興施設として認められず，「道の駅」の整備にあたり，既存施設の有効活用が図れない。

《課題》

- ◆ 南海地震等の災害発生時に「道の駅」が，避難所，復旧活動の支援拠点，災害情報発信等に活用できるよう，「道の駅」への防災機能の付加が必要。
- ◆ 新たな「道の駅」の整備促進には，既存施設の活用や登録要件の緩和が必要。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「道の駅」の防災拠点化を積極的に進めること。
- ② 道の駅の防災拠点化を促進するため，道の駅の登録要件を緩和すること。
 - ・ 案内，サービス施設の設置者として，農業協同組合等の公益性が高いと認められる団体にも対象を広げること。
 - ・ 既存施設を有効活用できるよう，駐車台数等の登録要件を緩和すること。
 - ・ 借地における道の駅登録も可能とすること。

主務省庁局名 国土交通省道路局
関係法令等 道路法

東日本大震災では、被災初期から「道の駅」が防災拠点として機能を発揮

- 「道の駅」が、自衛隊の活動拠点や住民の避難場所、水、食料、トイレを提供する貴重な防災拠点として機能。
(防災拠点化のために自家発電設備を備える駅では、停電時にも24時間開所する等により機能)

自衛隊の復旧支援活動の拠点として機能する道の駅「津山」



徳島県「道の駅」整備状況



防災拠点化整備イメージ



- ・ 既存「道の駅」への防災機能の付加
- ・ 防災機能を備えた新たな「道の駅」の整備

必要

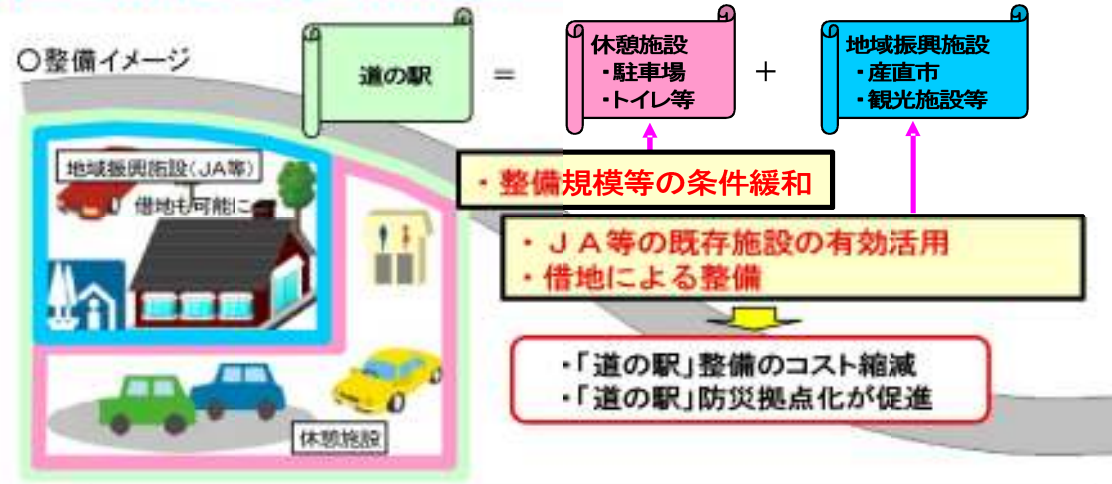
提言① 防災拠点となる「道の駅」の整備促進

防災用トイレ、非常用電源等を備えた
防災拠点化整備済み「道の駅」箇所数

四国	全78箇所中	5箇所
徳島	全15箇所中	1箇所

「道の駅」が防災拠点となるよう
積極的に整備を！

提言② 「道の駅」の登録要件の緩和 規制緩和



提言① + 提言② → さらなる地域の防災力が向上

15 遊休施設を活用した三連動地震津波対策について

県担当課（室） 南部総合県民局企画振興部

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P7）

◇ 「減災」の考えに基づくソフト・ハードの施策の総動員

- ・災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。

《民主党の政権政策 Manifesto2009又は2010》（P17）

◇ 地域主権

- ・地方が自由に使える「一括交付金」の第一段階として、2011年度に公共事業をはじめとする投資への補助金を一括交付金化します。引き続き、さらなる一括交付金化を検討します。

《現状》

- 「東海・東南海・南海」の「三連動地震」の発生が懸念されているが、徳島県南部沿岸地域には、高層建築物が少なく津波発生時に避難する場所が不足する。
- 徳島県南部地域では、少子化と人口減少のため小中高等学校の統合が進み、活用されていない廃校舎が数多存在し、防犯・防災上不適切であるとともに、地域の衰退の象徴となっているものもある。

《課題》

- ◆ 本県を含む9県では連動型巨大地震により、過去に甚大な被害を被った。連動型巨大地震による津波の規模は現在の想定より遙かに大きく、沿岸地域では津波避難所を早急に確保する必要がある。
- ◆ 東日本大震災の教訓から仮設住宅用地等の確保が必要であるが、集落に纏まった用地は少なく、廃校舎等を解体撤去し運動場と併せて大きな面積の多目的広場として再整備しようにも、解体撤去工事に多額の財政支出を要するため、その対策は進んでいない。
- ◆ 東日本大震災では、公立学校を避難所としていたが、避難生活が長期化し学校再開に支障をきたしていた。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① **遊休施設を活用した地震津波対策に財政支援を行うこと。**
 - ・地域の既存ストックの有効活用を図る観点から、遊休施設を活用し、非常時は自己完結型の津波避難所として、平常時にはスポーツ合宿等の地域交流施設として再整備するため、**地域自主戦略交付金の交付率を嵩上げし、早急に地震津波対策を進めること。**
 - ・廃校舎等を解体撤去し、運動場と併せて大きな面積の多目的広場として、仮設住宅の建設用地、瓦礫置き場等に**活用するための再整備に財政支援を行うこと。**
- ② 史料等により、過去に連動型巨大地震（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震など）が発生したことが確認できる地域の地震津波対策を重点的に推進するため、**地域自主戦略交付金に連動型地震対策特別重点枠（仮称）を新設すること。**

主務省庁局名 内閣府，国土交通省大臣官房

関係法令等 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

<参考>

現状と課題

三連動地震による津波からの減災対策が早急に必要

- ・徳島県南部沿岸地域では高層建築物が少なく避難所が不足!!
- ・津波避難ビルの整備や、廃校舎等の耐震工事、解体撤去には多額の経費が必要!!
- ・仮設住宅建設用地等の確保が困難!!
- ・公立学校における避難生活の長期化により学校再開に支障!!

高層建築物少



少子化の進行



統廃合により
廃校舎が増加

旧県立高校



遊休施設を津波避難所として活用!!
遊休施設を解体撤去して跡地を活用!!

提言

遊休施設を活用した地震津波対策に財政支援を!

- ・「地域自主戦略交付金」の充実!
- ・廃校舎等解体撤去再整備に財政支援!
連動型地震特別重点枠(仮称)の設定!

安全・安心な地域づくりの実現!!

- ・耐震化し津波避難ビルとして活用!
- ・災害用備蓄倉庫として活用!
- ・自己完結型長期避難所の確保!
※非常時に十分な機能を発揮するため、平常時にはスポーツ合宿等に利用できるよう整備!
- ・避難所となった学校の早期再開!
- ・地域の実情に応じた跡地活用!

廃校舎の活用



津波避難ビル



屋上太陽光発電



仮設住宅



災害用備蓄倉庫



居住スペース



平時の地域交流

16 大型船舶の「医療救護所」，「避難所」への活用について

県担当課（室） 南海地震防災課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P25）

- ◇海上保安庁、自衛隊等による、救急・救出活動の迅速化
- ◇社会基盤の防災対策強化とルートの多重化

《民主党政策集INDEX2009》（P2）

- ◇災害対策
 - ・全国各地で大規模地震の危険性が指摘され、特に都市部の被害は甚大なものになると予測されている。

《現状》

- 南海地震は、今後30年以内の発生確率が60%程度とされ、「三連動地震」も危惧されている。
- 今般の東日本大震災において、大型船舶を「救護所、避難所」的に活用し、被災者の健康相談、食事、入浴等の支援が行われた。
- 徳島県の県南域の幹線道路は、国道55号のみであり、東北地方太平洋沖地震による大津波警報により2区間が全面通行止めとなり、一部地域が孤立化した。
- 平成23年10月30日に実施する「近畿府県合同防災訓練」では、海上自衛隊補給艦を「救護所」と想定した訓練を実施する予定である。

《課題》

- ◆ 南海地震や「三連動地震」では、東日本大震災と同様に津波による緊急輸送路の分断、孤立化地域発生等が想定されるが、道路整備には長期を要する。
- ◆ フェリー等を有する船会社については、高速道路整備の進捗に伴い、経営が厳しくなっている。
- ◆ 船舶を「医療救護所」等としての活用の際し、事前に、利用計画、協定等を船舶所有機関・企業と締結する必要がある。
- ◆ 船舶を「医療救護所」等として活用するためには、設備や装備を改良・改造する必要がある。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

南海地震や「三連動地震」の津波来襲により、孤立化する地域が発生することから、海上からの救援救助、被災者支援及び物資輸送を確保するため、大型船舶を「医療救護所、避難所」として活用するための施策を展開すること。

- ① 海上自衛隊、海上保安庁等の公的機関が有する船舶を活用できるよう、医療・救護等に関する設備・装備の充実を図ること。
- ② 民間企業が有する船舶（フェリー等）を活用できる状況を維持するため、船会社に対して積極的な財政支援を行うこと。
 - ・集客力の向上を図るための、料金値下げに対する補助
 - ・船舶を維持するために必要な経費への補助

主務省庁局名 内閣府、国土交通省海事局、防衛省
関係法令等 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

大型船舶の「医療救護所，避難所」への活用について

東日本大震災における船舶の活用等

救護所的な活用

練習船「銀河丸」(独立行政法人航海訓練所)
 ○場 所: 岩手県宮古港
 ○活動内容: 健康相談, 食事, 入浴
 ○物資輸送: 生理食塩水, 軽油, ガソリン
 ○利用者: 約220名



避難所的な活用

クルーズ客船「ふじ丸」(株商船三井)
 ○場 所: 大船渡港, 釜石港, 宮古港
 ○支援内容: 新鮮な野菜を中心とした食事
 大浴場での入浴,
 客室の利用
 船舶公衆電話の無料開放 等
 ○利用者: 4,451名

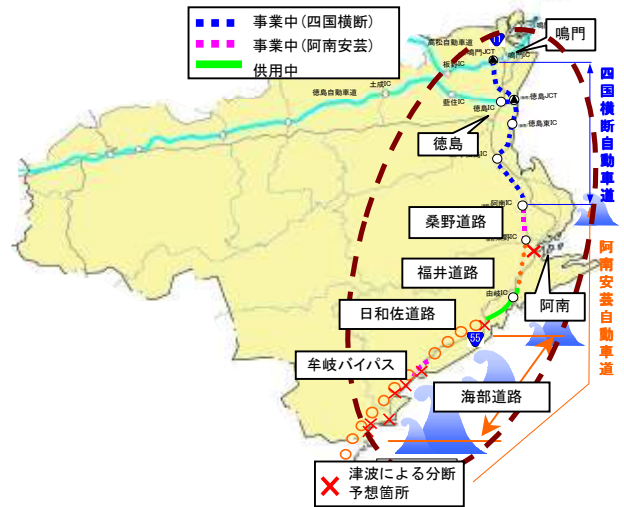


物資輸送

オーシャントランス(株)
 ○緊急救援車両・人員の輸送
 車両627台・人員3,263名を輸送
 (平成23年6月末まで)



徳島県の県南域における幹線道路の状況



津波による,
 県南域孤立化の可能性

陸路以外のアクセス
 確保が必要

有効性

必要性

大型船舶の活用により，孤立地域の「助かる命を助ける」

- ・『医療救護所』, 『一時避難所』として活用
- ・被災地への『物資輸送』に利用

〔 近畿府県合同防災訓練(H23.10.30)では，海上自衛隊補給艦を「救護所」と想定して実施予定 〕

【提言1】

公的機関の船舶: 設備・装備の充実

海上保安庁



【提言2】

民間企業の船舶: 航路維持, 施設改修等への補助

南海フェリー



海上自衛隊



オーシャン
 東九フェリー



17 震災における災害時要援護者の避難支援の促進について

県担当課（室） 地域福祉課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》(P26)

- ・津波災害における避難誘導のあり方を再検証し、対策の見直しを進める。

《現状》

- 東日本大震災を機に地域における危機意識が高まる中、個々の災害時要援護者ごとに避難支援者との関連づけや避難支援方法を明らかにした「個別計画」の策定と、計画の内容が、より安全で効果的なものとなるようするための取組が急務となっている。
- 特に東日本大震災では「高齢者」が被災した割合が高かったことから、本県においては、地域の防災力を高める活動として、
 - ・伝統行事と津波避難訓練を組み合わせた「避難まつり」
 - ・防災クイズを解きながら避難所を巡る「防災ウォークラリー」など、過疎化、少子・高齢化の進行など地域の課題に根ざし工夫を凝らした取組も行われている。

《課題》

- ◆ 災害時要援護者に対する避難支援については、平時から市町村と、各地域の自主防災組織や民生委員をはじめとする関係機関との間で災害時要援護者に関する情報を共有しておくことが非常に重要であるが、個人情報保護の問題からなかなか進まず、「個別計画」の策定にまで至っていない例が多く見受けられる。
- ◆ 計画の内容が、より安全で効果的なものとなるように
 - ・警報等の情報をいち早く確実に要援護者へ伝達するための設備整備
 - ・避難時の、要援護者・避難支援者の安全性を高めるための用具等の配備
 - ・避難路のバリアフリー化などの整備が必要である。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「災害対策基本法施行令」や関係法令に、災害時要援護者の個人情報の取扱について規定し、関係機関との情報共有が円滑に行われるよう所要の改正を行うこと。
- ② 適切な避難が行われるために必要な安全確保用資機材やバリアフリー化の整備に対する支援制度（交付金等）を創設すること。

主管省庁局名 内閣府，総務省消防庁，厚生労働省社会・援護局
関係法令等 災害対策基本法，災害時要援護者の避難支援ガイドライン

<参考>

現状

危機意識が高まる中、個々の要援護者ごとの避難支援方法を明らかにした「個別計画」の作成と安全な避難ができるようにするための取組が急務

課題

情報漏洩防止

情報漏洩時の責任の所在

要援護者からの苦情

「個人情報保護条例」の解釈・運用で関係機関との情報共有はある程度可能だと言えど・・・

実際に災害が発生した時、安全に避難ができるかどうか・・・



市町村

「災害時要援護者情報」の提供が困難

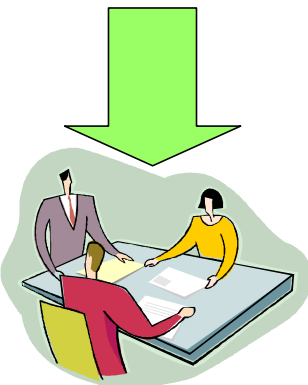
限られた支援者での効率的な避難が困難

提言①

災害対策基本法施行令や関係法令の所要の改正

提言②

安全確保用資機材及び避難路のバリアフリー化の整備に対する支援制度を創設



関係機関(自主防災組織、民生委員など)との情報共有が円滑化



情報伝達設備の整備



避難路に手すりやスロープ等の整備



安全性を高める用具等の配備

避難支援に係る「個別計画」の作成・更新の促進

18 児童生徒の命を守るための避難路の整備促進について

県担当課（室） 施設整備課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P7, 8, 13）

◇「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

- ・中高層の避難建築物の整備，避難場所の確保，避難ビル・避難路・防災拠点施設の整備・機能向上
- ・土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用

◇教育の振興

避難場所として災害時の拠点となる学校等について，減災の考え方にに基づき，各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から，防災機能を強化する。

《国の検討状況等》

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」

緊急提言 平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

《現状》

- 児童生徒の命を守るために，津波による浸水が想定される地域では，高い場所に速やかに避難することが重要である。
- 津波から逃れるため，避難場所である学校から，更に高い裏山等へ避難する場合，避難路の整備を早急に行う必要がある。また浸水被害が下層階までにとどまり周辺に裏山等がない学校においては，学校の上層階や屋上へ速やかに避難するための外階段の設置を，早急に行う必要がある。

《課題》

- ◆ 裏山等への避難路の確保は不可欠だが，各種法令の規制，地権者の同意などのハードルがあり，十分には整備が進んでいない。
(土地利用における規制例) 都市計画法開発許可，自然公園法許可等
- ◆ 裏山等がなく，学校の屋上へ避難する場合，外階段の設置など屋上への速やかな避難路の確保が必要である。整備促進のためには，是非とも国における財政上の支援措置の拡充が必要である。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

① 避難路の整備に関する財政的支援の拡充

屋上避難のための外階段や，裏山等への避難階段等の整備について，補助制度を拡充すること。

- ・現在1,000万円となっている少額工事の基準を引き下げる
- ・市町村単位等で複数の整備箇所等をまとめて採択すること

② 避難路の整備に関する法整備

- ・自治体が，学校から裏山まで直接アクセスできる「避難階段」，「避難ブリッジ」等を整備する場合，学校周辺用地の土地利用については，特例として許認可の手続を届出制にするなど，土地利用の規制を緩和すること。

- ・学校から裏山への避難路の確保，避難階段・避難ブリッジの設置等のため，学校周辺敷地に地上権等を設定することについて，土地収用法の適用対象事業となる学校施設として明確に位置づけること。

主務省庁局名 内閣府，総務省自治財政局，文部科学省大臣官房文教施設企画部
関係法令等 地震防災対策特別措置法，
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
学校施設環境改善交付金等

<参考>

東日本大震災の教訓

裏山等がある場合

津波から逃れるため、避難場所である学校から更に高い裏山等への避難行動が生死を分けることに
 ・「釜石の奇跡」(裏山への避難路有り)
 ・「大川小の悲劇」(裏山への避難経路無し)

裏山等がない場合

学校の上層階や屋上への避難が必要
 ・名取市や東松島市では沿岸部の校舎の1階部分は多くが水没

千年に一度の地震津波から児童生徒の命を守るためには、
 避難路の確保が不可欠

課題



徳島県南部沿岸地域の小学校
 (美波町内)
 裏山が近接する学校が多いが、避難路は十分には整備できていない

裏山への避難路の確保は不可欠だが、各種法令の規制、地権者の同意などのハードルがあり、十分には進んでいない(土地利用における規制例) 都市計画法開発許可、自然公園法許可等

徳島県東部沿岸地域の中学校
 (徳島市内)
 平地が広がり、まわりに裏山や高層建築物がない



外階段の設置など、屋上への速やかな避難路の確保が必要

提言

① 避難路等の整備に関する財政的支援の拡充

・屋上避難のための外階段
 ・裏山等への避難階段等の整備
 ・少額工事の採択基準(現行1,000万円)

補助制度の拡充
 ・少額工事の採択基準の引き下げ
 ・複数の整備箇所等をまとめて採択

② 避難路等の整備に関する法整備

・有事の際の「避難路」の確保
 ・「避難階段」「避難ブリッジ」等の整備

学校周辺用地について特例を設定

・土地利用規制手続きをスピーディに
 →手続きや必要書類の見直しなど
 ・土地収用法の適用対象
 →避難路等を設けるための権利設定が可能に

19 「津波避難ビル」を兼ねた学校の増改築について

県担当課（室） 施設整備課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P7, 8, 13）

◇「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

- ・中高層の避難建築物の整備，避難場所の確保，避難ビル・避難路・防災拠点施設の整備・機能向上

◇教育の振興

避難場所として災害時の拠点となる学校等について，減災の考え方にに基づき，各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から，防災機能を強化する。

《国の検討状況等》

◇「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」

緊急提言 平成23年7月

東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

- ・上層階が安全で緊急的な避難場所となるよう建物を高層化
- ・沿岸部に立地する学校施設について津波対策を見直す必要あり

《現状》

- 津波浸水予測区域にあつて，周辺部に津波避難場所のない地域が存在する。
- その中に，3階建て以下でありながら，避難場所となっている学校が存在する。

《課題》

- ◆ 東日本大震災の例からも，甚大な津波被害が懸念される。
- ◆ 「津波避難ビル」単体を整備するのは，敷地の確保・財源等の観点から難しい。
- ◆ 避難の拠点となる学校では，津波避難場所としての有効な高さを備えることが必要である。
- ◆ 高等学校で実施する場合には，増改築について国の助成制度が存在しない。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 津波浸水予測区域内の学校において，高さ等が津波避難場所としての機能を十分有さない場合に，次の制度改善・拡充を図ること。

地域住民への開放を前提とした「津波避難ビル」を兼ねて，階数や高さの増加・液状化対策を伴う増改築について

◆小中学校にあつては

- ・交付金算定割合を引き上げること
- ・地方財政措置（起債充当率，交付税算入率）を拡大すること

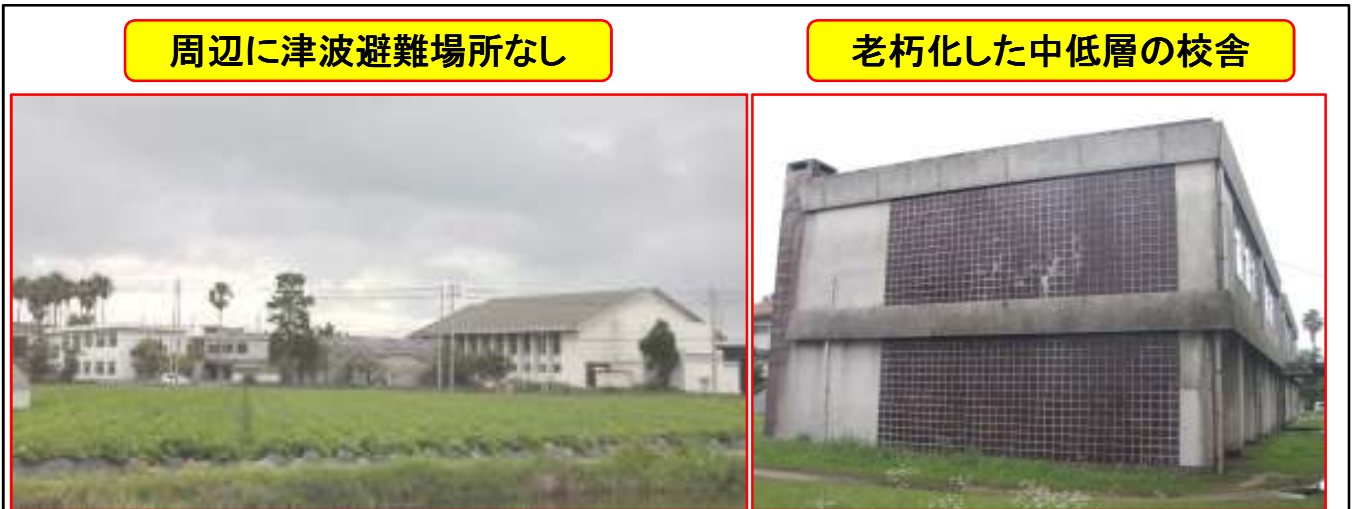
◆高等学校にあつては

- ・新たな国の助成制度を創設すること

主務省庁局名 内閣府，総務省自治財政局，文部科学省大臣官房文教施設企画部
関係法令等 地震防災対策特別措置法，義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律，
学校施設環境改善交付金等

<参考>

【事業概要図】



《課題》
津波浸水予測区域において、学校施設が唯一の津波避難場所となるにもかかわらず、十分な避難場所としての機能を果たせない。

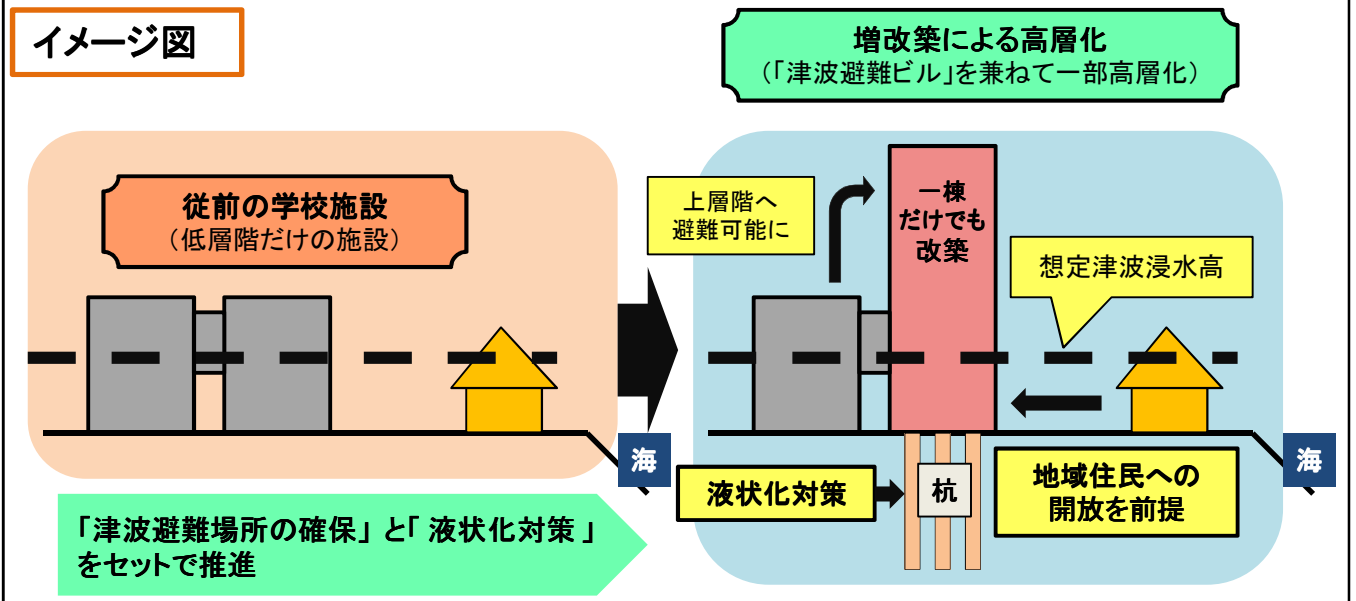
提言

地域住民への開放を前提とした「津波避難ビル」を兼ねて、階数や高さの増加・液状化対策を伴う増改築について

津波浸水予測区域内の学校において、高さ等が津波避難場所としての機能を十分有さない場合に、制度改善・拡充を図ること

◆小中学校にあつては
・交付金算定割合の引き上げ
・地方財政措置を拡大

◆高等学校にあつては
・新たな国の助成制度を創設



20 災害時の情報共有・伝達体制について

県担当課（室） 危機管理政策課

【徳島県の現状と課題】

《東日本大震災からの復興の基本方針》（P21, P27）

(3) 地域経済活動の再生 ⑨交通・物流・情報通信 (iii)

◇地方公共団体をはじめ、幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進等(P23)

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (xiv)(xv)(xvi)

◇総合防災情報システムの機能拡充、地理空間情報の利活用、災害時に強靱な情報システムの構築等(P27)

《国の検討状況等》

◇総務省 自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ（H23. 6）

《現状》

■ この度の東日本大震災においては、災害対応における情報伝達の重要性が改めて認識されたところである。

■ 本県では、東海・東南海・南海の「三連動地震」への備えとして、普及が著しい携帯電話を活用した安否情報確認システム「すだちくんメール」及び県内の被災情報等を一元的に収集・共有する「災害時情報共有システム」など、本県オリジナルの情報提供システムを県内大学と連携して開発し、実用化を進めているところである。

《課題》

◆ 気象警報や地震・津波情報をはじめとする重要な災害情報は、各省庁ごとに専用線を通じバラバラの方法で自治体に提供されているが、今回の大震災により多くの自治体庁舎やそこに設置された通信機器が被災・使用不能となり、災害の初動対応に大きな支障が出たと言われている。

◆ 災害発生時の安否情報は、家族や所属する組織にとって重要なものであり、本県でも安否確認システム「すだちくんメール」を開発し、県民に提供している。今回の震災においては、各民間通信会社やネット企業により、様々な方法で安否情報が提供されたが、データの提供範囲が制限されているため、検索に手間取ることが課題となっている。

国難を打破する政府補正予算編成に向けて

【徳島県の政策提言】

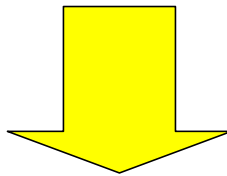
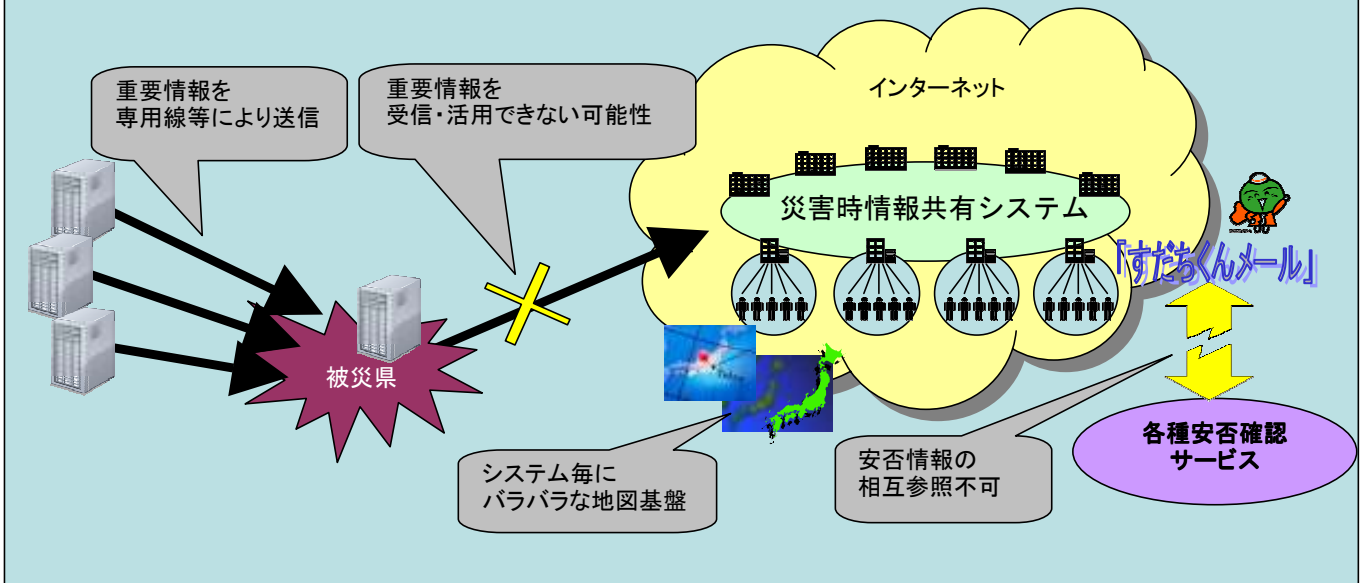
《具体的内容》

- ① 気象情報や地震・津波情報をはじめとする災害対応に不可欠な情報には、最新のクラウド技術を活用し、自治体庁舎の被災状況に関わりなく、誰でも容易に無償で活用できる「新たな情報提供体制」を確立すること。
- ② 広域支援活動などに活かすため、次のシステムを自治体単位でなく国において開発・運用すること。
 - ・本県が開発している「災害時情報共有システム」等、各地における情報共有の取り組みをベースとした「情報共有基盤」
 - ・災害時の状況を俯瞰的に把握するために、高機能で扱いが容易な「地理情報システム（GIS）」
- ③ 様々な安否情報確認システムについて、国として統一的な標準フォーマットを作成し、災害時には各システムが保有する情報を相互に検索可能とする、新たな枠組み作りを行うこと。

主務省庁局名 総務省、消防庁、国土交通省、気象庁、国土地理院

関係法令等 気象業務法、地理空間情報活用基本法、第6次基本測量長期計画

【情報伝達の現状】



【提言する情報伝達の姿】

